

民国連携による森林共同施業団地について

国有林を管理する森林管理署と民有林の森林所有者とが連携して、森林整備推進に関する協定を締結し、森林共同施業団地を設定する仕組み。

これにより民国の境界にとらわれない効率的な路網の整備や、木材の協調出荷、販売を実施することができ、施業の低コスト化、木材の安定的な供給等が期待されます。

この民国連携による森林共同施業団地は、平成9年に始まり、三重森林管理署管内ではこれまでに下記の2団地が設定されています。



三重森林管理署管内の森林共同施業団地

- ・ 大又森林共同施業団地（三重県熊野市） 1,095ha
- ・ 悟入谷・古野裏山地域森林共同施業団地
（三重県いなべ市・桑名市、岐阜県海津市） 1,351ha